

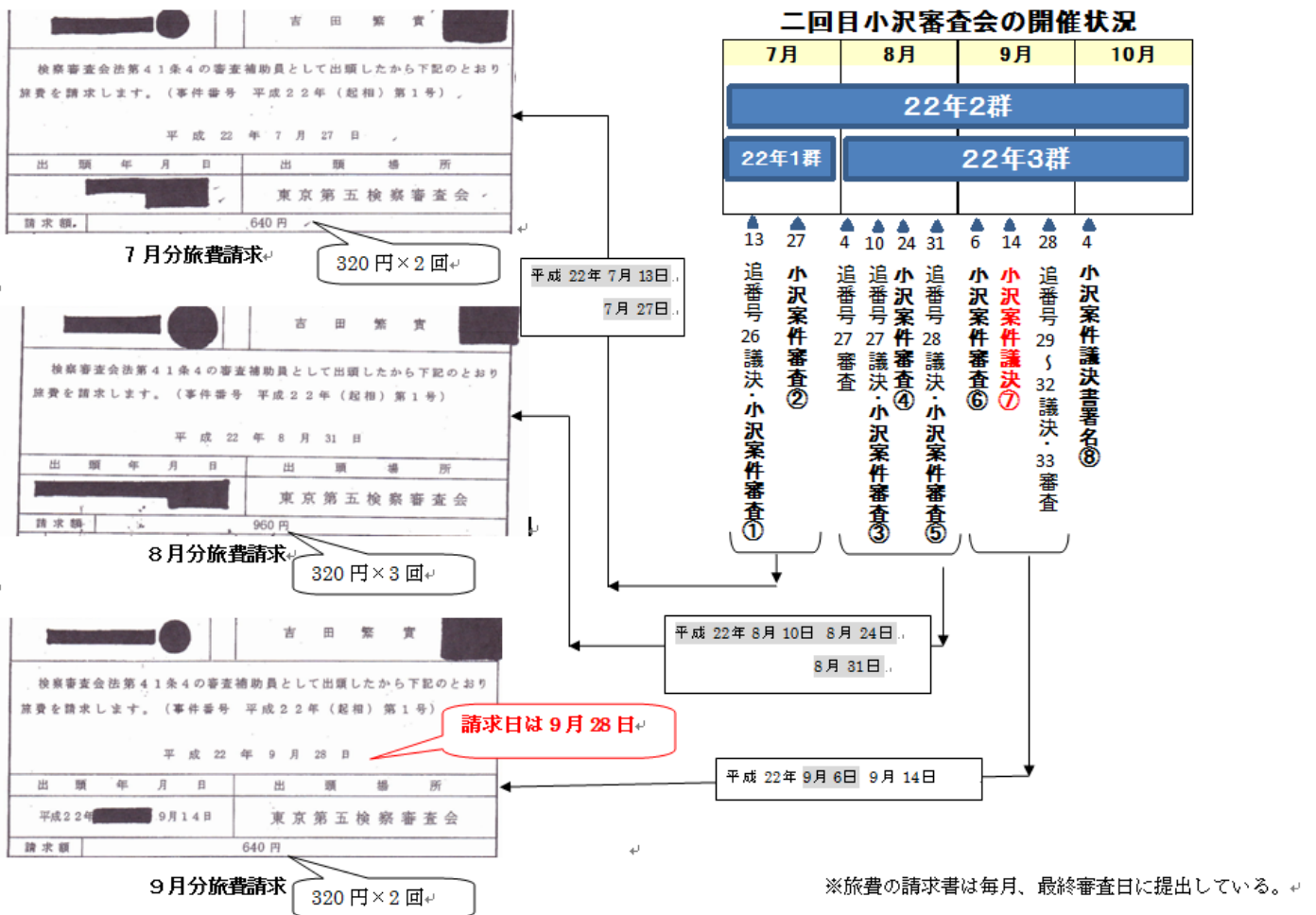
9月14日の「起訴議決」について

二回目の「起訴相当」議決は検察の事前説明なしに行われた無効な議決であると言われていています。議決したのは9月14日で東京地検の齋藤副部長がこれから検審に説明に行くと言ったのは9月28日であったからです。9月14日の「起訴議決」を考察する前にまず、9月28日の状況について開示資料をもとに考察してみることになります。

9月28日について

ここで参考にするのは吉田審査補助員の「旅費請求書」です。吉田審査補助員の「旅費請求書」は7月から9月まで毎月1枚で合計3枚あります（10月については開示資料がありません）。

これを見ると、吉田審査補助員は旅費の請求をその月の最終審査日にまとめて請求しているのが分かります。検察審査員の旅費の支出は審査のあった都度、支出されていますが支出項目の「目」は「検察審査員旅費」となっているので審査補助員の旅費の支出はこれとはまた別の取扱いが可能なのでしょうか。吉田審査補助員の使用している印鑑はご覧のように角印になっています。これは事務所の実印ではないかと思われます。そのため、審査会の都度、持参するのを避けたのだと思います。



ここで9月分の「旅費請求書」に注目して下さい。旅費の請求日が小沢案件を審査していない9月28日になっています。第五検審は9月14日に「起訴議決」をしています、その残務作業、議決書の作成と署名が残っています。そのため、9月28日に審査会を開催する予定であったと思われます。毎月、月の最終審査日に旅費の請求書を提出している吉田審査補助員が9月14日には旅費の請求書を提出していないことから

のことが窺えます。ところが、9月28日、この作業は行われていません。その理由は次の審査状況を見ればすぐ理解することができます。

群	審査員等	氏名番号	旅費		宣誓書 提出日	7回 議決日		別案件		8回 署名日	
			往復 運賃	発着 駅名		9/14 (火)	9/28 (火)	9/28 (火)	10/4 (月)		
平成 22年 2群	審査員 (6名)	119644	340	日比谷	5月11日	①	7310	①	6730	①	5740
		119661	420	日比谷	5月25日	②	7310	②	6730	②	5740
		119679	380	霞が関	5月11日	③	7310	③	6730	③	5740
		119687	380	霞が関	5月11日	④	7310	④	6730	④	5740
		119695	780	霞が関	5月11日	⑤	7310	⑤	6730	⑤	5740
		137723	780	霞が関	提出なし		×		×		×
	補充員 (6名)	119806	580	霞が関	5月11日	⑥	7310	⑥	6730臨	⑥	5740
		119814	780	霞が関	5月11日	⑦	7310	⑦	6730臨	⑦	5740
		119822	417	霞が関	5月11日	⑧	7310		×	⑧	5740
		119831	900	霞が関	5月11日	⑨	7310	⑧	6730臨追	⑨	5740
		119849	840	霞が関	5月11日	⑩	7310	⑨	6730	⑩	5740
-		-	-	-		×		×		×	
平成 22年 3群	審査員 (5名)	130281	780	霞が関	8月4日	⑪	7310	⑩	6730	⑪	5740
		130401	800	霞が関	8月4日	⑫	7310	⑪	6730	⑫	5740
		130311	680	霞が関	8月4日	⑬	7310	⑫	6730	⑬	5740
		130320	520	霞が関	8月4日	⑭	5110	⑬	4710	⑭	5740
		-	-	-	-		×		×		×
	補充員 (5名)	130338	797	霞が関	8月4日	⑮	6730	⑭	6730	⑮	5740
		130346	780	霞が関	8月4日	⑯	7310臨		×	⑯	5740臨
		130362	320	霞が関	8月4日		×		×		×
		130371	780	霞が関	8月4日	⑰	7310臨追	⑯	6730	⑰	5110臨
		133566	320	霞が関	提出なし	⑱	7310臨	⑱	6730	⑱	5740臨

×:欠席 4桁数字:日当(円) 臨:臨時審査員 臨追:追加臨時審査員 :議決メンバー

9月28日で議決書の検討と署名を行うのは9月14日に「起訴議決」した議決メンバーとなります。9月14日を見ると審査員は9名で補充員から2名の追加審査員130346番と133566番が選ばれていますが、審査員130320番の日当が少なく、途中退席し、その代わりに130371番が審査に加わったことが分かります。では、議決したのは130320番か130371番かという話になりますが、議決に関わった審査員の「宣誓書」が公開されていますが、その中に130320番の筆跡の「宣誓書」がなく、議決したのは130371番であったことが分かっています。

ここであらためて9月28日の出席状況を見るとこの日、議決メンバーの一人、130346番が欠席しているのが分かります。このため、28日には議決書を作成することが出来ず、吉田審査補助員はしかたなく請求書を提出しただけで帰ったのだと思われます。これが9月28日提出の「旅費請求書」の意味であり、また議決書の署名が10月4日まで延びた理由でもあるのです。

この状況を裏付けるもう一つの書類があります。吉田審査補助員の「出勤簿」です。「出勤簿」は全部で4枚(7月から10月まで)あり、その中に1枚、左右それぞれ、マスクング個所が飛び出ている出勤簿があります。これは右が吉田審査補助員の使っている角印をマスクングしたもの、左が勤務時間管理員の印をマスクングしたもので、出勤簿は9月分の28日出勤の一行を末梢した痕跡と思われます。斎藤副部長が9月28日、第五検審に説明したかどうかは定かではありませんが、吉田審査補助員の「旅費請求書」、「出勤簿」、各審査

員の「旅費請求書」は9月28日の状況を実によく表しているのです。

審査補助員出勤簿

平成22年 月

氏名		吉田 繁 實									
勤務庁		東京第五檢察審査会									
月 日	事件番号	※ 指定時刻	※ 終了時刻	※ 控除時間	執務時間 (時間分)	※ 執務の有無	※当日における他庁での執務		※審査補 助員印	勤務時間 管理員印	備 考
							有無	執務庁名			
区 分		A	B	C							

(注) 1 ※は、審査補助員において記入及び押印する。
 2 「執務の有無」欄は、該当する口にレを付する。
 3 「当日における他庁での執務」欄は、当日の当該檢察審査会以外の庁における執務の有無について、該当する口にレを付し、執務がある場合には当該執務庁名及び指定時刻を記入する。

ここで第五検審が事前に東京地検に出頭要請をした日が9月28日であるなら、第五検審は当初、9月28日以降の議決を目指していたということになります。それがどうして、民主党の代表選挙の当日に検察官に不起訴理由を説明させないまま、「起訴議決」に突き進んだのでしょうか。事務官、審査補助員がその場にいながら、その手続きの不備を指摘することなく審査会の議決を容認したのでしょうか。その理由は9月1日から実施された民主党代表選挙での市民の反応が大きく影響していたのではないかと思います。

9月14日の「起訴議決」について

初めての合同立会演説会が9月4日、新宿駅西口で行われましたが、マスコミのバッシングにもかかわらず、小沢氏がマイクを握ると熱狂的な小沢コールが起きました。この現象は東京だけでなく、続く大阪や札幌でもその勢いはますます大きくなっていきました。それまで、一回目に「起訴相当」議決がでた事件はJR福知山脱線事故等、3件ありましたが、それらは全て二回目が「起訴議決」となっています。小沢案件も当初は間違いなく「起訴議決」が出ると思っていたと思います。小沢バッシングの中での「起訴議決」を目指していた関係者には全く思いもよらない展開であったと思われる。

第五検審が一回目に「起訴相当」議決としたのは、共謀の確たる証拠があったからではなく、世論を背に受けた11人の審査員の単なる心証に過ぎないものでした。もし、熱狂的な市民の応援を背景にして小沢総理が誕生すれば、「起訴議決」は世論の反発を受ける恐れがあります。そうなれば11人の審査メンバーは「起訴議決」を躊躇(4人が躊躇すると「起訴議決」出来ない)するようになり、何としてもその前に「起訴議決」をしておく必要があると考えたからだと思われます。小沢総理の誕生を阻止するために「起訴議決」を早めたのではなく、誕生してからでは「起訴議決」が出来ないと思ったから、「起訴議決」を強行したのではないのでしょうか。また、このことは、「なりすまし審査員」の確証がない二回目の小沢審査会も何者かによってコントロールされていたことを物語っています。